

新潟市人・農地プラン検討会開催要領

1 趣旨

集落等における話し合いを通じて作成された人・農地プランの原案（以下「プラン」という。）について、プランの妥当性等を検討するため、「新潟市人・農地プラン検討会」（以下「検討会」という。）を開催する。

2 検討会の構成

- （１）検討会は、関係機関（地域農業再生協議会，農業協同組合，農業委員会，土地改良区，法人協会，農地利用集積円滑化団体，普及組織），認定農業者，大規模個別経営，法人経営者，集落営農の代表者，女性農業者等をもって構成する。
- （２）構成員は，必要に応じて追加できるものとする。
- （３）検討会には，必要に応じて，有識者等をオブザーバーとして招聘できるものとする。
- （４）検討会の構成員の概ね４割以上は女性で構成するものとする。

3 任期

任期は１年とする。ただし，再任を妨げない。

4 役員等

検討会には会長及び副会長を置き，会長は新潟市農林水産部農林政策課長とする。

5 役員の職務

- （１）会長は検討会の進行を行う。
- （２）副会長は会長を補佐し，会長に事故があったときはその職務を代理し，会長が欠けたときは，その職務を行う。

6 検討会の運営

- （１）検討会は必要に応じて市長が招集する。
- （２）検討会の事務局は新潟市農林水産部農林政策課に置く。

7 守秘義務

検討会の構成員は，職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も，同様とする。

8 その他

この要領に定めるもののほか，必要な事項は，別に定める。

附 則

- 1 この要領は，平成 24 年 4 月 18 日から施行する。
(一部改正)
- 2 この要領は，平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
(一部改正)
- 3 この要領は，平成 25 年 12 月 2 日から施行する。
(一部改正)
- 4 この要領は，平成 26 年 11 月 26 日から施行する。
(一部改正)
- 5 この要領は，平成 27 年 7 月 1 日から施行する。
(一部改正)
- 6 この要領は，平成 28 年 2 月 1 日から施行する。
(一部改正)
- 7 この要領は，平成 28 年 12 月 15 日から施行する。
(一部改正)
- 8 この要領は，平成 30 年 4 月 1 日から施行する。